

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	農林水産部 農林水産振興課
------	---------------

実施事案名	第3期松山市地産地消促進計画(案)
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>本市は、平成17年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」を受け、消費者のニーズを捉えた生産への支援や地元産の農林水産物の流通拡大などを目的として、平成22年3月に「松山市地産地消推進計画」を策定し、地産地消を推進してきました。</p> <p>また、国では、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(平成22年法律第67号)が施行され、その中で六次産業化と地産地消を総合的に推進することが明記され、自治体での地産地消促進計画の策定が努力義務とされました。</p> <p>こうした背景や松山市地産地消推進計画の計画期間が終了したことを受け、本市は、平成28年3月に「第1期松山市地産地消促進計画」を策定し、基本的な方針や目標の達成に向けて地産地消の促進に取り組んできました。</p> <p>令和3年度からは、第1期松山市地産地消促進計画で課題とされていた生産者の高齢化、担い手不足等に加え、新型コロナウイルス感染症など新たな脅威による経済活動への影響、持続可能な社会の実現に向けたSDGsの取組等を踏まえた「第2期松山市地産地消促進計画」を策定し、継続して地産地消の促進に取り組んできました。</p> <p>令和7年度末で、第2期松山市地産地消促進計画の計画期間が終了したことから、今後も引き続き、地産地消を促進するため、第3期松山市地産地消促進計画を策定します。</p>
策定根拠となる法令等	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号第41条)
政策等の案の関係資料

★意見提出期間が30日未満となった理由

（意見提出期間が30日未満となる理由を記入する欄）

実施結果の公表予定日	令和8年3月26日(木)
------------	--------------